

コロナで浮かび上がったギグ・ワーカーの課題

東京財団政策研究所研究主幹

森信 茂樹

今回の新型コロナウイルス問題で、フリーランスのセーフティネット問題がクローズアップされました。彼ら・彼女らは、会社の指示の下で労務の提供を行うという点で被用者（給与所得者）とほとんど変わらない働き方にもかかわらず、個人事業者ということになるので、雇用保険に加入できず休業補償がなく、さらには最低賃金制度などのセーフティネットから外れてしまいます。筆者はこの問題を、広くギグ・ワーカー、ギグ・エコノミーの問題としてとらえて研究をしてきました。

ギグというのは、もともとジャズなどで一定期間を区切って演奏することを意味するスラングです。そこから、インターネットを通じて不定期の契約で自らのスキルを提供する人々をギグ・ワーカー、そこで成り立つ経済をギグ・エコノミーと呼んでいます。マッチングサービスが発達して、働く時間などを自ら選択できる新たな働き方として若者から評価され、急速に増えてきました。

代表例としては、プラットフォーム経由で仕事を請負うクラウドワーカー、さらにはUberやアマゾンの配達人など委託契約で荷物の配送サービスを行う人たちです。彼ら・彼女らは、レストランやクリーニングの経営者といった、資本を活用しリスクを取って事業を行う「伝統的自営業」と異なり、主として労務の提供で所得を得るので「雇用的自営」という別のカテゴリーといえます。

しかし現行の社会保障制度や税制は、個人事業者と被用者のところで区別して縦割りに適用するので、冒頭のような問題が生じてきます。

この問題は、世界的な問題です。米国や英国でもUberの運転手は個人事業者か被用者かを巡って訴訟が起こされ、運転手を被用者とする動きが広がっています。また米国では、ギグ・ワーカーを、雇用契約に基づく被用者と、自らリスクをとる自営業者とは別の、独立労働者（independent worker）

と位置付けて、プラットフォーム（企業）に一定の社会保障負担や源泉徴収の義務を課すべきだという議論が行われています。

税制上の問題もあります。わが国では、給与所得は、源泉徴収、年末調整（申告不要）、給与所得控除（経費の概算控除）が三点セットになっています。一方事業所得は、経費の概算控除や源泉徴収制度はなく、予定納税制度の下で自ら申告をする義務を負います。問題は、給与所得控除が、個人事業者に適用される実額の経費よりおおむね厚い（高い）水準になっており、負担の公平性に問題が生じることです。

これを解消するため、2020年から給与所得控除を10万円縮小してその分を基礎控除に付け替える税制改正が行われました。この結果、個人事業者には、基礎控除の拡大という恩恵（減税）が与えられることとなりました。与党税制改正大綱では、この改革を今後

も続いていくものと思われます。筆者は、ギグ・ワーカーには可能な限り被用者と同じ負担を行わせる上で同様のセーフティネットを提供すべきだと考えています。そのためにはギグ・ワーカーのきちんとした定義と、セーフティネットの負担は誰が責任を持つのかという議論を行う必要があります。例えば税の分野では、ギグ・ワーカーには、被用者と同水準の経費の概算控除（給与所得控除）の適用を行い、申告の手間を省きつつ、双方の負担の公平を図ってはどうでしょうか。

ギグ・ワーカーは、所得より自由時間を優先する若者世代の新たな働き方と評価されています。わが国では低所得のイメージがありますが、米国ではイキイキ仕事をやる肯定的なイメージです。今後、新たな働き方として社会に定着するためには、セーフティネットの問題を真剣に考える必要がある、これが今回新型コロナウイルス騒ぎであぶり出された課題ではないでしょうか。